

小山工業高等専門学校人事委員会規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、教職員の採用及び配置計画等を円滑に進めるため、小山工業高等専門学校人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 教職員の採用に係る基本方針に関すること。
- 二 人事評価の方針及び基準に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 各学科長
- 三 事務部長、総務課長
- 四 その他校長が必要と認めたる者

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会に、専門の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

第4条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に所掌事項について説明を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課人事係が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。